

組 合 員 様



令和5年度 健康増進施設利用券の交付について



今年度も、被保険者の皆さまの健康増進・保養を目的とした保健事業の一環として、健康増進施設利用券の交付を行います。交付を希望される方は、以下の内容をご確認の上、食品国保へ電話で申請してください。

利用期間	令和5年7月1日 ~ 令和6年3月31日		
対象者	食品国保に加入している中学生以上の被保険者 及び 75歳以上の後期組合員		
契約施設 及び 入館料金 自己負担額	契約施設	所在地	入館料金 自己負担額
	駿河健康ランド	清水区興津東町 1234	250円 (深夜割増料金は別途自己負担)
	黄金の湯	葵区梅ヶ島 5342-3	なし
交付方法	<p>※食品国保にて交付します。(業種単位組合での取り扱いはありません)</p> <p>①食品国保へ電話で申請してください。(TEL: 054-253-4533)</p> <p>↓</p> <p>②食品国保窓口または郵送で利用券をお受け取りください。</p> <p>※注意※ 利用券の発行には時間がかかるため、日にちに余裕を持って申請してください</p>		
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・3月末までに一人一枚限りの交付です。・利用券には被保険者番号と氏名が記載されており、記載されている本人しか使用できません。・利用の際は必ず保険証を持参してください。(75歳以上の後期組合員は組合員証)・入館料金以外(深夜割増料金・岩盤浴・食事・貸出品等)は利用者本人負担です。・利用券は再発行できません。・食品国保の資格喪失後は使用できません。・各施設の休業日や営業時間等については、各自でご確認ください。		